

掛川市規則第16号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（企画政策課）の次に「及び地域包括ケア推進課」を加え、同項の表中

「

総務部	行政課	行政法務係 人材育成係 給与厚生係
-----	-----	-------------------

」

を

「

総務部	行政課	行政法務係 庶務係
-----	-----	-----------

」

に改め、

「

	シティプロモーション課	広報広聴係 シティプロモーション係
--	-------------	-------------------

」

を削り、

「

市民協働部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 地域交通係
-------	-----------	---------------

」

を

「

協働環境部	生涯学習協働推進課	自治活動支援係
-------	-----------	---------

」

に、

「

	観光交流課	観光交流係
--	-------	-------

」

を

「

	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
--	-------	---------------------

」

に、

「

	健康づくり課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
	健康長寿課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係

」

を

「

健康医療課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
長寿推進課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係

」

に、

「

地域医療推進課	地域医療推進係
---------	---------

」

を

「

地域包括ケア推進課	
-----------	--

」

に、

「

環境経済部	産業労働政策課	創業・労政係 商業振興係
-------	---------	--------------

」

を

「

産業経済部	産業労働政策課	創業・労政係
	観光・シティプロモーション課	シティプロモーション係 観光交流係

」

に、

「

	お茶振興課	お茶振興係
	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係

」

を

「

	お茶振興課	お茶振興係
--	-------	-------

」

に、

「

上下水道部	下水道課	下水総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
-------	------	-------------------------

」

を

「

上下水道部	下水道課	下水総務係 下水道整備係 施設管理係
-------	------	--------------------

」

に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「及び秘書係」を「、秘書係及び広報広聴係」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項の表中

納税課	収納対策室	徴収第一係 徴収第二係
企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 男女協働係
	行革・公共施設マネジメント推進室	行革・公共施設マネジメント推進係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係
スポーツ振興課	W杯・オリパラ対策室	
地域医療推進課	中部地域健康医療支援センター	

を

行政課	人事室	人材育成係
納税課	収納対策室	徴収第一係 徴収第二係
企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 多文化共生・男女協働係
	行革・公共施設マネジメント推進室	行革・公共施設マネジメント推進係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係 地域交通係
スポーツ振興課	W杯・オリパラ対策室	
健康医療課	地域医療推進室	地域医療推進係
地域包括ケア推進課	中部地域健康医療支援センター	

に、

産業労働政策課	企業誘致推進室	企業誘致推進係 工業用地整備係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係

を

産業労働政策課	企業誘致推進室	企業誘致推進係
	商業振興室	商業振興係

に、

「

都市政策課	住宅政策室	建築住宅係 住まい住宅係
-------	-------	--------------

を

「

都市政策課	住宅政策室	建築住宅係 住まい・空き家対策係
土木課	事業調整室	海岸整備推進係

」

に改め、同項を同条第3項とする。

第7条（見出しを含む。）中「部政策室等」を「企画政策部市長政策室」に改め、同条第1号から第5号までを削り、同条第6号中「企画政策部市長政策室市長政策係」を「市長政策係」に改め、同号を同条第1号とし、同条第7号中「企画政策部市長政策室秘書係」を「秘書係」に改め、同号オを削り、同号を同条第2号とし、同条第8号を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 広報広聴係

- ア 市政情報の提供並びに広報刊行物の発行及びその配付に関する事。
- イ 市ホームページの総合調整に関する事。
- ウ 広聴活動に関する事。
- エ 行政相談に関する事。
- オ 請願、陳情及び要望（自治会からの要望を除く。）に関する事。
- カ 報道機関との連絡調整に関する事。

第8条第1項第1号中ツをテとし、クからチまでをケからツまでとし、キの次に次のように加える。

- ク 公印の管守に関する事。

第8条第1項第2号中「人材育成係」を「人事室人材育成係」に改め、同号イからエまでを次のように改める。

- イ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ウ 特別職の報酬等に関する事。
- エ 特別職報酬等審議会に関する事。

第8条第1項第2号に次のように加える。

- オ 職員の勤務成績の評定に関する事。
- カ 職員の研修に関する事。

- キ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ク 衛生委員会に関すること。
- ケ 年金者連盟に関すること。
- コ 公務災害補償に関すること。
- サ 職員共済組合及び職員互助会に関すること。
- シ 職員団体に関すること。
- ス 職員に対する不当要求行為及び職員の法令遵守に関すること。
- セ 職員退職手当基金に関すること。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 庶務係

- ア 市長の事務部局の庶務に関すること。

第8条第6項第1号オ中「及び納付金」を削る。

第9条第1項第2号中「地域創生戦略室男女協働係」を「地域創生戦略室多文化共生・男女協働係」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第9条の2の見出し中「市民協働部各課」を「協働環境部各課」に改め、同条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 協働推進室地域交通係

- ア 地域づくりに関する計画及び事業の総合調整に関すること。
- イ 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）に関すること。
- ウ 辺地総合整備計画に関すること。
- エ 中山間地域の振興に関すること。
- オ 交通政策の総合調整及び推進に関すること。
- カ バス路線の拡充整備及び維持管理に関すること。
- キ 新たな交通施策導入の調査及び研究に関すること。
- ク JR満水新駅の設置に係る調査及び研究に関すること。
- ケ 森の都ならここの里の管理運営に関すること。
- コ 天竜浜名湖鉄道株式会社に関すること。
- サ 株式会社森の都ならここに関すること。

第9条の2第4項を次のように改める。

- 4 環境政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 環境政策係

- ア 環境施策の企画及び推進に関すること。
- イ 環境基本計画に関すること。
- ウ 地球温暖化防止に関すること。
- エ 省資源、省エネルギー及び自然エネルギーの普及促進に関すること。
- オ 自然保護に関すること。
- カ EMSの普及に関すること。
- キ 環境基金に関すること。

(2) 公害衛生係

- ア 特定施設の公害の調査及び防止対策に関すること。
- イ 家庭排水の対策に関すること。
- ウ 感染症等の消毒に関すること。
- エ 衛生害虫等の駆除相談及び指導に関すること。
- オ 狂犬病予防並びに動物の保護及び管理指導に関すること。
- カ 道路上等における動物の死体処理に関すること。
- キ 環境衛生関係団体との連絡調整に関すること。
- ク 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務に関すること。
- ケ 富士見台霊園に関すること。
- コ 東遠地区聖苑組合に関すること。

(3) ごみ減量推進係

- ア ごみの減量施策の企画及びその推進に関すること。
- イ ごみの不法投棄の防止に関すること。
- ウ 放置廃棄物の防止に関すること。
- エ 一般廃棄物収集業務の総合調整に関すること。
- オ 一般廃棄物処理業者の許可等に関すること。
- カ 一般廃棄物最終処分場の管理運営に関すること。
- キ 産業廃棄物に係る県等との連絡調整に関すること。
- ク 広域的な廃棄物処理の調査及び研究に関すること。
- ケ 高瀬瓦礫処理場跡地整備基金に関すること。
- コ 掛川市・菊川市衛生施設組合に関すること。

第10条第1項第3号エ中「心身障害児の学童保育」を「障がい児の福祉」に改め、同号オ及びカ中「障がい者」を「障がい児者」に改め、同条第2項中「健康づくり課」を「健康医療課」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号に次のように加える。

オ 不妊・不育症治療費助成に関すること。

カ 産後ケア事業に関すること。

第10条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 地域医療推進室地域医療推進係

ア 在宅医療体制の構築に関すること。

イ 医療制度及び地域医療制度の普及及び広報に関すること。

ウ 地域医療体制の連携に関すること。

エ 救急医療に関すること。

オ 掛川市立総合病院の清算に関すること。

カ 中東遠総合医療センターの支援に関すること。

キ 中東遠看護専門学校組合に関すること。

第10条第3項中「健康長寿課」を「長寿推進課」に改め、同条第5項中「地域医療推進課」を「地域包括ケア推進課」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 中部地域健康医療支援センター

ア 地域健康医療支援センターの総合調整に関すること。

イ 希望の丘の総合調整に関すること。

ウ 中部地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

エ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談、申請受付及び支援体制の構築に関すること。

オ 所管地域内における在宅支援に関すること。

カ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

キ 発達相談支援センターに関すること。

第10条第5項第2号中「中部地域健康医療支援センター」を「東部地域健康医療支援センター」に改め、同号イ中「総合的な相談」の次に「、申請受付」を加え、同号オを削り、同項第3号中「東部地域健康医療支援センター」を「西部地域健康医療支援センター」に改め、同号イ中「総合的な相談」の次に「、申請受付」を加え、同項第4号を削り、同項第5号カ中「健康長寿課」を



「長寿推進課」に改め、同号キを削り、同号ク中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、同号クを同号キとし、同号に次のように加える。

ク 教育政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

ケ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

第10条第5項中第5号を第4号とし、同項第6号カ中「健康長寿課」を「長寿推進課」に改め、同号キを削り、同号ク中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、同号クを同号キとし、同号に次のように加える。

ク 教育政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

ケ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

第10条第5項中第6号を第5号とする。

第10条の2第1項第1号中オをケとし、エの次に次のように加える。

オ 保育園及び認定こども園の設置及び廃止に関すること。

カ 地域型保育事業の認可及び指導監査に関すること。

キ 地域子育て支援拠点事業に関すること。

ク こども希望基金に関すること。

第10条の2第2項第1号オ中「学童保育」を「子どもの貧困対策」に改め、同号ク中「子ども医療」を「子ども医療費の助成」に改め、同号ケを削り、同項第2号アを削り、同号イ中「幼稚園」を「公立幼稚園」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとし、同号エ中「保育園」を「公立保育園」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「幼稚園」を「公立幼稚園」に改め、同号オを同号エとし、同号カを削り、同号キ中「私立の保育園」を「私立幼稚園」に改め、同号キを同号オとし、同号ク中「公私連携保育所拡張事業等施設整備の調整」を「地域型保育事業の運営補助」に改め、同号クを同号カとし、同号中ケをキとし、コを削り、サをクとする。

第11条の見出し中「環境経済部各課」を「産業経済部各課」に改め、同条第1項中第2号を削り、同項第3号に次のように加える。

オ 工業用地の整備に関すること。

第11条第1項中第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 商業振興室商業振興係

- ア 商業の振興及び調整に関すること。
- イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- ウ ふるさと納税に関すること。
- エ 計量器及び計量指導に関すること。
- オ 消費者教育及び消費者相談に関すること。
- カ 消費者関係団体との連絡調整に関すること。
- キ 掛川市消費生活センターに関すること。
- ク 中心市街地の再開発事業等に関すること。
- ケ 中心市街地の活性化推進に関すること。
- コ TMOの推進及び指導に関すること。
- サ 中心市街地活性化基金に関すること。
- シ かけがわ街づくり株式会社に関すること。
- ス JR掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関すること。
- セ 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営並びに路外駐車場に関すること。
- ソ 放置自転車防止対策に関すること。
- タ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関すること。

第11条第1項第4号及び第5号を削り、同条中第4項を削り、第3項を第4項とし、同条第2項第3号中ニをヌとし、ナの次に次のように加える。

- ニ 海岸防災林の管理に関すること。

第11条第2項第2号ア中「及び指導」を「、加工及び流通」に改め、同号イ中「農業関係団体」の次に「及び水産漁業団体」を加え、同号ウ中「米穀の生産調整」を「地産地消及び互産互消の推進」に改め、同号エ中「予防等」を「対策」に改め、同号オ中「飼養及び」を削り、同号カ中「特用林産物の生産振興」を「有害鳥獣対策、狩猟及び野生鳥獣の保護」に改め、同号キ中「狩猟・有害鳥獣の捕獲及び鳥獣飼養許可」を「遠州南部とうもんの里総合案内所」に改め、同号ク及びケを削り、同号中コをクとし、サをケとし、シをコとし、スを削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 観光・シティプロモーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) シティプロモーション係

- ア シティプロモーションに関すること。

イ 移住及び定住に関すること。

(2) 観光交流係

ア 観光の振興に関すること。

イ 観光事業の計画及び実施に関すること。

ウ 観光行事及び観光施設の宣伝紹介に関すること。

エ 観光関係団体との連絡調整に関すること。

オ 観光施設の整備及び管理に関すること。

カ 健康ふれあい館の管理運営に関すること。

キ プラザ大須賀に関すること。

ク これっしか処に関すること。

ケ 株式会社これっしかどころに関すること。

コ 観光施設整備基金及び健康ふれあい館基金に関すること。

サ グリーンツーリズムに関すること。

シ 広域観光及びDMOの推進に関すること。

ス 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に関すること。

第12条第1項第2号サを削り、同項第3号中「住宅政策室住まい住宅係」を「住宅政策室住まい・空き家対策係」に改め、同号ア中「住宅対策」を「住宅政策」に改め、同号イ中「適正管理」を「対策」に改め、同号ウ中「市営住宅等」を「市営住宅、再開発住宅及び住環境整備モデル住宅（以下「市営住宅等」という。）」に改め、同号に次のように加える。

オ 市営住宅等の建設に関すること。

第12条第2項に次の1号を加える。

(4) 事業調整室海岸整備推進係

ア 津波対策掛川モデルの推進に関すること。

イ 国県施行道路橋梁事業の整備促進に関すること。

ウ 国県施行河川事業の整備促進に関すること。

エ 国県道路河川の維持管理の調整に関すること。

オ 高速道路関連事業に関すること。

カ 太田川原野谷川治水水防組合に関すること。

キ 急傾斜地崩壊対策事業に関すること。

ク 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号) に関すること。

第12条の2第1号ウ及びエを次のように改める。

ウ 浄化槽の設置の推進に関すること。

エ 宅内排水設備工事に関すること。

第12条の2第1号中オからケまでをクからシまでとし、エの次に次のように加える。

オ 指定工事店の指定及び指導に関すること。

カ 浄化槽清掃業の許可及び維持管理の指導に関すること。

キ し尿の収集運搬業の許可に関すること。

第12条の2第3号を削り、同条第4号ア中「農業集落排水施設」の次に「、戸別浄化槽」を加え、同号を同条第3号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

2 掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則(平成17年掛川市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 学童保育に関すること。

(掛川市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

3 掛川市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年掛川市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「課」の次に「及び同条第2項に規定する市長政策室」を加える。

(掛川市会計規則の一部改正)

4 掛川市会計規則(平成17年掛川市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「課」の次に「及び同条第2項に規定する市長政策室」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第54条関係）

設 置 箇 所		出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	市長政策室	市長政策室長の職にある者	
	企画政策課	課長の職にある者	
	I T 政策課		
	市民課		
協働環境部	生涯学習協働推進課		
	文化振興課		
	スポーツ振興課		
	環境政策課		
健康福祉部	福祉課		
	健康医療課		
	長寿推進課		
	国保年金課		
	地域包括ケア推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
産業経済部	産業労働政策課		
	観光・シティプロモーション課		
	農林課		
	お茶振興課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		

	維持管理課		
上下水道部	下水道課		
危機管理部	危機管理課		
支所		支所長の職にある者	
出納局		出納局次長の職にある者	会計管理者が命ずる収入金の収納
教育部	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	
議会事務局		局長の職にある者	
監査委員事務局		局長の職にある者	
消防本部	消防総務課	課長の職にある者	
	予防課		

別表第2（第54条関係）

設 置 箇 所		分任出納員となる者	委 任 事 務
総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	資産税課		
企画政策部	市長政策室		
	企画政策課		
	IT政策課		
	市民課		
協働環境部	生涯学習協働推進課		
	文化振興課		
	スポーツ振興課		
	環境政策課		
健康福祉部	福祉課		
	健康医療課		
	長寿推進課		
	国保年金課		
	地域包括ケア推進課		
こども希望部	こども政策課		
	こども希望課		
産業経済部	産業労働政策課		
	観光・シティプロモーション課		
	農林課		
	お茶振興課		
都市建設部	都市政策課		
	土木課		

	維持管理課		
上下水道部	下水道課		
危機管理部	危機管理課		
支所			
出納局			
教育部	教育政策課		
	学校教育課		
	社会教育課		
	図書館		
議会事務局			
監査委員事務局			
消防本部	消防総務課		
	予防課		

(掛川市財産管理規則の一部改正)

- 5 掛川市財産管理規則（平成17年掛川市規則第35号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第2号ア中「課」の次に「及び同条第2項に規定する市長政策室」を加える。  
 様式第9号中「掛川市財産規則」を「掛川市財産管理規則」に改める。

(掛川市物品管理規則の一部改正)

- 6 掛川市物品管理規則（平成17年掛川市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第5号ア中「課」の次に「及び同条第2項に規定する市長政策室」を加える。  
 様式第14号中

部調整室	部室長	部付担当	を	「	(意見)	」	に改める。

(掛川市福祉事務所規則の一部改正)

- 7 掛川市福祉事務所規則（平成17年掛川市規則第69号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第1項の表中「健康長寿課」を「長寿推進課」に改め、同条第2項を削る。  
 第4条第1項中「所長」の次に「及び政策官」を加え、同条第2項中「、室に室長を」を削る。



第5条第1項を次のように改める。

所長は部設置条例に規定する健康福祉部の所長を、政策官は同部の政策官をもって充てる。

第5条第2項中「健康長寿課」を「長寿推進課」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項の表政策調整係の職員の項を削り、同項を同条第3項とする。

第6条第2項中「健康長寿課」を「長寿推進課」に改め、同条第3項を削る。